

藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）3 月 20 日（木）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
 - (1) はだしのゲンについての請願
- 5 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（平成 25 年度藤沢市一般会計補正予算（第 9 号））に同意することについて）
- 6 議 事
 - (1) 議案第 3 7 号 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定について
 - (2) 議案第 3 8 号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
 - (3) 議案第 3 9 号 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
 - (4) 議案第 4 0 号 藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について
 - (5) 議案第 4 1 号 藤沢市社会教育委員会議規則の一部改正について
 - (6) 議案第 4 2 号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 7 その他
 - (1) 市民センターに併設する 11 公民館の運営について
- 8 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

| | | | |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 教育次長 | 渡 部 敏 夫 | 生涯学習部長 | 永 井 洋 一 |
| 教育部長 | 吉 田 正 彦 | 生涯学習部参事 | 上 野 進 |
| 教育部参事 | 中 島 徳 幸 | 教育部参事 | 吉 住 潤 |
| 教育部参事 | 神 尾 友 美 | 教育指導課長 | 小 木 曾 貴 洋 |
| 学校施設課長 | 高 橋 幹 弘 | 生涯学習総務課主幹 | 斎 藤 隆 久 |
| 教育総務課主幹 | 新 田 昌 幸 | 生涯学習総務課主幹 | 織 部 朋 子 |
| 教育総務課主幹 | 田 邊 義 博 | 学校教育企画課主幹 | 石 井 宏 樹 |
| 学校給食課主幹 | 須 田 朗 | 生涯学習総務課課長補佐 | 中 川 あをい |
| 学校施設課課長補佐 | 山 口 秀 俊 | 生涯学習総務課課長補佐 | 中 島 淳 一 |
| 教育指導課指導主事 | 松 原 保 | 教育指導課指導主事 | 窪 島 義 浩 |
| 教育指導課指導主事 | 廣 光 智 子 | | |
| 書 記 | 西 山 勝 弘 | | |

午後3時00分 開会

阪井委員長 ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・関野委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 次に、教育委員会に対し請願が提出されましたので、請願(1)はだしのゲンについての請願を議題といたします。書記の説明を求めます。

西山課長補佐 請願(1)はだしのゲンについての請願について説明いたします。

請願者は、藤沢市の教育を考える会 代表 渡辺元実氏です。

請願内容については、1ページから3ページまでの請願書に記載のとおりです。また、請願者から、はだしのゲンの実例について、資料の提出がありましたので、委員の皆様へ配付をしております。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し立てがありましたので、ご報告いたします。

阪井委員長 書記の説明が終わりました。はじめに、請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いします。

赤見委員 市議会では請願に対する意見陳述を受けているようではございますけれども、当教育委員会では4年前に、教科書採択に関する請願に関しては、静ひつな環境で採択させていただきたいということで、お断りしているという現状がありますが、これはそうではないということですので、市議会に準じて意見陳述を許可したいと思います。

阪井委員長 その他ご意見はありますか。

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することよろしいですか。

おり、児童生徒が、多面的、多角的な考えをもてるよう、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった、教育活動全般を通して、判断できるための多種多様な教材や本の選定・配架を行っているところです。以上で請願(1)はだしのゲンについての請願の説明を終わります。

阪井委員長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ただいまの事務局の説明に対してご質問はございませんか。

赤見委員 コミック本、漫画本は、いつごろから学校図書館に置かれるようになったのでしょうか。また、学校図書館法で漫画本については、特に禁止を受けていないのかどうか、見解を教えてください。

小木曾教育指導課長 学習漫画について、現在、学校に配架されている本の中では、漫画日本の歴史や、ブラックジャックなど、学習に通じるようなものが配架されております。日本の歴史においては、厳密に何年ぐらいからというのはわからないのですが、かなり以前から配架されております。これらの規制については、今のところ聞いておりません。

井上委員 質問でなく意見ですが、はだしのゲンについては、私も何度か読んだことがあります。確かに表現のきつい作品であるかと思えますけれども、戦争の悲惨さや戦争をすべきでないというようなことに対しては一定の考えが述べられていると思えました。同じように命の大事さ、あるいは自然環境を大事にしなければいけないとか、そういった書物もたくさんありますので、小学生、中学生に対する図書館の閲覧は大変重要であると思っております。もっと、もっと読んでもらいたいし、学校の図書館にはたくさん種類のものが置いてあるということですから、多くのことに興味を持たせるには非常によろしいのかなと思っております。特に自然環境等については、なぜだろうとか生体に対してどうしてそうなるのだろうかというように、不思議だなと思うところに疑問を持ってもらうことが大事だと思っており、解決に向けた糸口を考えさせるというのが図書館の趣旨だろうと思っております。そのようにたくさんある図書の中から一部のものだけを採択するとか、撤去するというについては、なかなか難しい問題がはらんでいると感じております。対象の著作物が適切かどうかをすべて検閲することは無理ですし、それを実施したとしてもその責任者を誰にするかということで大変困難な面があると思えます。ですから、この部分はそれぞれの図書館や学校責任者にお任せすべきであり、教育委員として、この手のものを撤去すべきということについては、困難さがあると思っております。

赤見委員 「はだしのゲン」を読ませていただきましたが、私は「はだしのゲン」は、学校図書館法第2条の健全な教養を育成する図書とはとても思えない

です。理由は内容がグロテスクで、非常に暴力的な記述があちこちに見られます。映画で言えば映画倫理審査委員会のR15指定を受けてもおかしくないという感じがします。全5巻を掲載していた少年ジャンプも1年半でやめたということですし、コミック本を出しているのは集英社ではない他の会社ですし、そういった意味では集英社は自主規制したのかなと勝手に思っています。それから私自身は、漫画本はブラックジャックといったものから学校図書館に置かれていると聞いておりますけれども、漫画本自体は日本独自の文化で、外国でも評価されておりますけれども、想像力を養うという点では文章に比べて劣るので、小中学校に置くのであれば、文章を書いてある本を読んでもらいたくはないというのが私の考えです。採択するか、しないかですが、私のはだしのゲンに対する意見は今、述べましたけれども、学校図書館の運営は校長に委ねられている以上、教育委員会でもいいとかだめというのは混乱する可能性もありますし、もし採択したとすれば、大きな波紋を呼び、かえってはだしのゲンを宣伝することになってしまうかもしれないと危惧されますので、不採択としたいと思います。

関野委員

私も子どものときに図書館にあったのだろうと思いますが、読みました。今回の請願を通じてあらためて読んでみて、子どものときには気づかなかったけれども、請願に出ているとおり、確かに過激な描写が多いというところに危惧を感じると思いますか、このようなものを子どもに見せていいのだろうかという思いを持ちました。また、それが実際に史実として正しいかどうかというところにも、非常に疑問を持ちました。また、昭和天皇に対する表現についても、こういう意見を述べる方もたくさんいらっしゃるだろうと思います。「はだしのゲン」のような漫画本ができるというバックボーンも理解できなくはないですけれども、子どもに見せたいかという、とてもそんな気持ちにはなれません。ただ、世の中にはいろいろな意見がありますので、その意見の1つとしての「はだしのゲン」という本が存在することを頭から否定するものではありません。すべての本をこれはいい、これは悪いと判断することは困難だと思いますので、仮に「はだしのゲン」のような本を図書館に置き続けるのであれば、学校側の校長先生をはじめとする先生方の特別な配慮をしていただきたいと思います。一意見としてはだしのゲン、戦争に対する考え方としてこういう意見もありますということを子どもたちに示しながら、この「はだしのゲン」を学校に置いていただきたいと思いますので、今回の件に関しては不採択でいいと思っております。

吉田委員

私は、事務局の説明のように、学校図書館の管理を含めて学校の管理運営については、基本的には校長にお任せしている立場にあると思っていま

す。学校図書館の管理についても、そういう意味からいって基本的に学校長の権限の範囲内と考えています。学校図書館にはさまざまなジャンルの本を選定して、子どもたちがみずから手に取って、みずから選ぶところに価値があるように思いますし、そういう読書の機会を与える場と考えています。学校図書館の本を選ぶ際には、学校はさまざまな手立てを取っていますけれども、まず、校長、担当の先生方が児童生徒の実態を把握していること、子どもたちのリクエストに応えるためのアンケートを取っていること、藤沢市には学校図書館専門員を各小中学校の図書館に配置しておりますけれども、そういった専門的な意見も聞いて蔵書を選んでおります。最終的には教職員全体で授業とか教育活動とか、子どもたちの読書活動にふさわしい本はこれではないかというようにして毎年選んでいると思っています。今回の「はだしのゲン」については、先ほどからお話があるように、原子爆弾の悲惨さ、戦争の怖さを伝えるというところでは非常に過激な部分があると思っています。ただ、作品の一つひとつをとらえたり、一場面をとらえたりということではなく、日ごろから自分で考えることができる子ども、自分で本を選ぶことができる子どもを育てることに主眼を置いた教育活動が大事ではないかと思います。ぜひ、そのような教育活動を学校の教職員の皆さんにさせていただきたいと思います。そういった観点から学校の責任で選ばばいいと考えておりますので、本請願については不採択としたいと思います。

阪井委員長

私は初めて「はだしのゲン」の漫画を読みました。先ほどから、各委員がおっしゃっているように、非常に偏った思想、そして過激な表現の絵が強く印象に残っております。しかし、学校図書館を管理しているのは学校であるという観点からしますと、今回の請願については不採択としたいと思います。ただ、このような請願が出ているということを各教職員は肝に銘じ、もう一度この本を読んでいただき、それぞれの考えの中で偏りとその反対になるような多方面の考えがあるような本なども読んでいただき、多方面の資料や本の中から子どもが自ら考える、歴史観を持てるような子どもを育てていただけるような教育活動をしてほしいと思います。

また、この本の過激さから言うと、小学校の子どもたち、特に低学年の子どもたちは、文字はまだ読めませんが、この絵を見ることはできます。その中で恐怖心や嫌悪を感じるということを鑑みますと、この本の取り扱いについては各学校の図書館の中で考えていただきたいと思います。また、平和学習を漫画からするのではなく、書物や現場の資料などから学ぶ活動をしていただけたらと強く願います。

それぞれの意見が出ましたが、あらためて採決をしたいと思います。請

願(1)はだしのゲンについての請願は、不採択ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、請願(1)はだしのゲンについての請願は不採択といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 これより教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成25年度藤沢市一般会計補正予算(第9号))に同意することについて)の報告をお願いいたします。

吉田委員 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成25年度藤沢市一般会計補正予算(第9号))に同意することについて)、ご報告いたします。

本議案は、平成25年度藤沢市一般会計補正予算について、市長から意見を求められたところ、臨時会を開催する暇(いとま)がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月6日に臨時に代理したものです。このことから、同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日も報告いたします。

この補正予算については、国の一次補正予算の成立に伴い新たに補助採択されたことから、教育部において歳出・歳入の補正予算を計上いたしましたので、その内容を説明いたします。(資料参照)

1 ページの歳出について、1の学校施設環境整備事業費の小学校費は、明治小学校及び高砂小学校の普通教室等空調設備設置及び更新工事を実施するための経費及び空調設備設置工事設計委託にかかる経費で、補正額は記載のとおりです。2の諸整備事業費の小学校費については、石川小学校空調設備改修工事を実施するための経費で、補正額は記載のとおりです。3の給食室改修工事費については、明治小学校及び高砂小学校の普通教室等空調設備設置工事を実施するのに併せ、給食調理室に空調設備を設置するための経費で、補正額は記載のとおりです。なお、1の学校施設環境整備事業費及び2の諸整備事業費については、国の補正予算を活用したものです。また、下段の繰越明許費補正は、議会の可決後に入札・工事をするため年度内での完成が難しいことから、全額、平成26年度へ繰り越すものです。以上、教育の歳出の補正額は、2億9,652万2,000円です。

続いて、歳入について、1の学校施設環境改善交付金の小学校費については、明治小学校、高砂小学校の空調設備設置工事及び石川小学校空調設備改修工事に対しての国庫補助で、補正額は記載のとおりです。また、2

の大規模改造事業債についても、同工事に対する起債で、補正額は記載のとおりです。以上、歳入の補正額は、2億4,572万3,000円です。なお、詳細については2ページ以降をご参照ください。

それでは、臨時代理書を読み上げます。(臨時代理書朗読)

阪井委員長 ただいまの教育長報告について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 議事に入る前に、議案第42号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 ご異議がありませんので、議案第42号は後ほど非公開での審議といたします。

これより議事に入ります。

議案第37号藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 議案第37号藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定について、ご説明いたします。

この規則を提出したのは、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例を施行することに伴い、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例第8条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営その他条例の施行に関し必要な事項を定める必要によるものです。

規則の主な内容ですが、第1条は、規則の趣旨について。第2条は、条例第2条において定める協議会の委員のうち、市立学校の校長及び学校教職員について、藤沢市立小・中・特別支援学校の校長、教頭、総括教諭、教諭又は養護教諭とすることを規定するものです。第3条は、協議会はその定めるところにより、部会を置くことができることを規定するものです。第4条は、会長は協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができると定めるものです。第5条は、庶務について、第6条は、雑則について定めるものです。附則については、施行期日を平成26年4月1日からと定めるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第37号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 先般、この協議会の話が出たところに、いじめにあった児童が怪我をしたり心に傷を負って医療機関に来ると、小児科医や眼科医、外科医が診て、この子がこういう形でいじめられたという情報が入るので、それを学校にどういう形で情報を発信できるかという提案をしたいので、ぜひ協議会に医師会のメンバーを入れていただきたいとお願いしたので、協議会に入れていただいていると思いますけれども、神奈川県の場合は「精神科医」と書いてありますが、藤沢市はその辺はどうお考えなのかお聞かせください。

窪島教育指導課指導主事 藤沢市におきますいじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーの中に、医師会からお一人入っていただくというふうに考えておりますが、その考えとして内科医もしくは小児科医がいいのかなというように現在のところ考えております。

阪井委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第 37 号藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定については、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長 次に、議案第 38 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第 39 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、以上 2 件を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育部参事 議案第 38 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第 39 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、以上 2 件を一括してご説明いたします。

はじめに、議案第 38 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、この規則を提出したのは、規則中における分掌事務に規定している事業を廃止することに伴い、所要の改正をする必要によるものです。

それでは、新旧対照表を用いてご説明いたします。

第 4 条の学校教育企画課の分掌事務から、第 5 号ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関するものを、事業の廃止に伴い削るものです。併せて、別表第 2 固有事務決裁表の学校教育企画課の項から、ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」の項を削るものです。また、別表の関係する条について、別表第 1 を第 7 条関係に、別表第 2 を第 9 条関係に、別表第 3 を第 13 条関係に改めるものです。附則については、この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、議案第 39 号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関

する規程の一部改正について、この規程を提出したのは、藤沢市教育委員会事務局組織等規則の改正に伴い、事務の決裁について規定の整備をする必要によるものです。いわゆる条ずれを直すもので、第6条第6項中第9条及び第10条を、第8条及び第9条に改めるものです。附則については、この規則は平成26年4月1日から施行するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第38号、第39号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 議案第38号について、現行の第4条(5)ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関するものが削除されるということですが、これにかわるものとして教師力向上連続講座になると聞いておりますが、これは第4条第1項の教育施策の企画及び推進に関することに含まれるという理解でよろしいですか。

中島教育部参事 ご指摘のとおりです。

阪井委員長 他にありませんか。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第38号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第39号藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、以上2件は原案のとおり決定いたします。
×××

阪井委員長 次に、議案第40号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育部参事 議案第40号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について、ご説明いたします。この規則を提出したのは、教育委員会会議の議事の運営に関する事項について、規定の整備をする必要によるものです。

これまで請願等については、規則第9条において、請願者からの意見陳述についてのみの規定がありました。このことから本規則を整備いたしまして、第9条第1項に請願の提出について、第2項に付議、審議及び議決について規定を追加するものです。また、従来、請願と陳情について2本ありましたが、教育委員会においては、その取り扱いに違いのないことから、規定を請願のみに改めるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第40号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 教科書採択に関する請願に関しては、静ひつな環境で採択させていただきたいということで、教科書採択に関する請願は数年前には受けていないということでしたが、これからも教科書採択に関する請願は受けなくてよろしいと解釈していいのでしょうか。また、その件に関しての項目は入れなくてよろしいのでしょうか。

田邊教育総務課主幹 これまでも請願の提出があった場合に、請願提出者から意見陳述についての希望があった場合は、委員長の許可する範囲内において述べる事ができるとなっております。また、改正案では第9条第3項に、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、委員長の許可する時間内において実情を述べる事ができる。」となっておりますので、許可が得られた場合について意見を述べる事ができるということで、取り扱いはこれまでと変わらないものです。

中島教育部参事 若干補足いたします。赤見委員のご指摘は、3年前の中学校教科書採択時の教育委員会会議ですが、あの時点におきましても、教科書の採択においてどちらを採択してくださいという部分の請願書については、教育委員会で受理しておりますが、意見陳述については、ご指摘のとおり、静ひつな環境で教科書採択を行うという部分で、本日のような意見陳述は請願提出者からは行っておりません。今後についても、あくまでも請願者に陳述をしていただくかどうかは、教育委員会委員各位のお考えで決定していただくというのですが、請願そのものについては憲法に保障されている国民の権利ですので、請願を不受理するのは困難なものと事務局としては考えております。

赤見委員 第9条第3項を準用して、教科書採択に関する請願に関しては、受理はするけれども、意見陳述はしないということで行くと考えてよろしいのでしょうか。

田邊教育総務課主幹 前回の教科用図書採択においてご審議いただいたときに、委員のご発言のとおり、請願提出者からの陳述は不許可ということでしたけれども、今後についてはその都度、それぞれ会議の中でご判断いただいて、どうするかをご決定いただき、請願者の陳述を許可するときは当然時間を設けて陳述いただくことになりまして、委員の皆様が、特に陳述を必要としないという判断で決定いただくということになれば、許可しないということで、審議に入っていただくことになろうかと思っております。

赤見委員 なかなか文章にしづらいということはわかりましたけれども、教育委員は4年1期で中学校の教科書採択は経験する人は基本的にいなくなるという状況があるかと思っておりますので、その都度、判断するといっても事情がわかっていないと難しい部分があると思っておりますので、事務局と委員との連

絡を密にしていだければと思います。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 40 号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長

次に、議案第 41 号藤沢市社会教育委員会会議規則の一部改正についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

永井生涯学習部長

議案第 41 号藤沢市社会教育委員会会議規則の一部改正について、ご説明いたします。この規則を提出したのは、藤沢市社会教育委員の会議の運営に関する事項について、規定の整備をする必要によるものです。具体的な内容については、新旧対照表でご説明いたします。

第 2 条第 2 項については社会教育委員に関する条例において、委員の任期は 2 年と規定されていることから、議長及び副議長の任期についても 2 年となっている実状に合わせるため、1 年の規定を削除するものです。

次に、第 4 条と第 5 条については、社会教育委員の会議開催について、弾力的な運用が可能となるよう、定例会の開催回数の規定及び会議区分をなくして、第 4 条第 1 項を「会議は、議長が招集する。」と改め、併せて条項を整理するもので、第 5 条第 1 項及び第 2 項を、第 4 条第 2 項及び第 3 項に繰り上げるものです。また、施行日については、平成 26 年 4 月 1 日とするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第 41 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員

社会教育委員会会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は月 1 回でこれまで運営されていたということですが、臨時会も含めて年何回ぐらい開催されていたのかということと、平成 26 年度以降は定例会はなくなるということですので、年間どのくらい会議の開催を予定されているのか、教えてください。

中島生涯学習総務課課長補佐

これまでの定例会については月 1 回で年 12 回開催しておりました。また、臨時会については必要に応じてということですので、年度によって異なりますが、回数的には少ない回数で行っておりました。また、今後ですけれども、社会教育委員会会議については、社会教育法第 17 条において「定時又は臨時に会議を開き」と定められておりますので、また、弾力的な運用がこれから可能となるように、個々の規則の会議の開催

回数及び会議区分の表記を削除したのですが、定例会の回数と会議の運営等については、社会教育委員会議に諮りまして決定してまいりますが、現在の形を大きく変えるものではありません。なお、今年度の臨時会の実績については、特に開いておりません。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長

それでは、議案第 41 号藤沢市社会教育委員会議規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

その他に入ります。

(1) 市民センターに併設する 11 公民館の運営について、生涯学習部の説明を求めます。

永井生涯学習部長

その他(1)の市民センターに併設する 11 公民館の運営について、ご報告いたします。市民センターに併設する 11 の公民館におきましては、平成 22 年度に湘南台公民館、その 10 公民館を平成 23 年度から、各地域の公民館運営委員会へ公民館業務を委託してまいりましたが、検証において、早急に改善すべき課題が明らかになったことから、課題の解決に向けて検討を行ってまいりました。その結果、運営委員会の構成員を市の非常勤職員として運営を行うことが、課題を解決した上で最も効果的であると判断し、平成 26 年 4 月から新たな執行体制で公民館運営を行うことといたしましたので、その概要についてご報告申し上げます。

1 の現行制度の課題では、アンケートや聞き取り調査による検証を行う中で、公民館運営については地域の特性を生かして、概ね円滑に行われておりますが、早急に改善を図るべき課題があることが明らかになりました。その課題については 3 点ございまして、1 つ目は、運営委員会は法人格を持たない任意団体であるため、社会保険等の適用外となっており、身分や保障等の労務面において不安定で、組織として脆弱であること、2 つ目は業務委託方式による請負形式の契約であるため、館長ほか市職員が、法令上直接の指揮命令を行うことができず、情報共有やコミュニケーション等の連携が不足する状況となっていること、3 つ目は運営委員会にとっては、契約・経理・税務事務等の事務処理は、専門的知識が必要であるため、大きな負担となっており、本来業務に影響が出ている、以上 3 点が理由です。

2 の課題解決の視点と新たな方向性については、法令遵守、市民とのパートナーシップや庁内連携、安定した利用者サービスの継続、運営を担う市民が働く上での環境整備、以上 4 つの視点から検討を行ってまいりまし

た。その結果、運営委員会の構成員を市の非常勤職員とすることが、最も効果的な執行体制であると判断したものです。

3の新たな執行体制の概要については、(1)非常勤職員の設置については、公民館業務の円滑な運営を図るため、藤沢公民館及び村岡公民館を除く、藤沢市公民館条例に規定する公民館及び分館におきましては、非常勤職員を設置します。非常勤職員の名称は、藤沢市公民館運営推進員及び藤沢市公民館事業推進員といたします。

ア 公民館運営推進員の主な業務内容については、各種公民館事業内容の検討、講師等の交渉、公民館事業計画及び事業報告の素案作成、地域団体、公民館相互、庁内他部門との事業連携に係る調整です。

イ 公民館事業推進員の主な業務内容については、学級、講座等事業の開催、運営、学習相談及び学習情報の収集提供です。

ウ 報酬額については、日額として、公民館運営推進員は1万2,600円、公民館事業推進員は7,500円です。

(2)市正規職員の役割は、公民館長は、従来どおり公民館全体の総括を行います。公民館を担当する正規職員は、非常勤職員の人事及び労務管理、対外調整及び事業計画等の決定、非常勤職員が行うことができない伝票執行等の財務事務及び文書事務を行います。

4の執行日は、平成26年4月1日から、新たな公民館の執行体制で運営することとなります。以上です。

阪井委員長 生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 公民館運営推進員と公民館事業推進員の日額にかなり差がありますが、時間が違うという解釈でよろしいでしょうか。

織部生涯学習総務課主幹 運営推進員と事業推進員の日額単価の違いですが、勤務日数が違う点と、業務の内容が運営推進員は、公民館事業の企画、講師交渉などを担うということ、それに対して事業推進員は講座の運営といった公民館の事業に関わっていただくというところで、それぞれの単価を設定しております。

斎藤生涯学習総務課主幹 部分的に補足いたします。単価の違いのご質問では、1日当たりの勤務時間は同じです。業務の違いについては、現在の見直しの中で運営委託を行っている市民団体であります、代表、副代表について公民館運営推進員の事務を行っていただきます。また、指導員が公民館事業推進員になるということで、業務内容的に企画運営、他館や本庁生涯学習総務課ほか庁内関連連携の業務等を行うことから、単価の違いを設定しております。

織部生涯学習総務課主幹 一部補足ですが、1日の勤務時間は同じですけれども、勤務日数が運営推進員については、月16日から12日の勤務となります。事業推進員については、月11日から7日の勤務を考えております。

阪井委員長 現行制度の課題の(3)に、「契約・経理・税務事務等の事務処理は、専門的知識が必要で大きな負担となっており」とありますが、今回の体制にすることでその課題は解決されるのでしょうか。

織部生涯学習総務課主幹 契約・経理・税務事務という部分について、これまで公民館運営は市民運営団体に委託しておりまして、契約事務や外部講師への謝礼の支払い、内部の所属する市民の方の給料の支払い、あるいは給与に関しての所得税の事務、消費税や法人市県民税の事務など一切を運営団体が行っておいりましたので、そういった事務が委託から非常勤になることによってなくなりますし、講師への謝礼の支払い等については市の職員が行うこととなりますので、そういった部分の負担がなくなるものです。

阪井委員長 他にありませんか。
ないようですので、了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

阪井委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月10日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、次回の定例会は、4月10日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程は、すべて終了いたしました。

午後4時16分 休憩